

新ながさき 農林業・農山村 活性化計画

概要版

2016—2020

農林業・農山村全体の所得向上により、
人を呼び込み地域がにぎわう社会を実現



策定の趣旨

本県では、農政の基本指針となる「ながさき農林業・農山村活性化計画」を平成23年1月に策定・公表し、「産業として成り立つ農林業経営」と「快適で住みやすく活力ある農山村」の構築により、ながさきらしい農林業・農山村の発展を促し、人が輝き夢と希望に満ちた農林業経営の実現を目指して施策を展開してきました。

その結果、地域の特性を生かして、農業産出額は全国が減少している中、本県は、露地野菜や花き、肉用牛などの伸びにより、増加傾向で推移しています。

一方で、今日の農林業・農山村は、農業従事者の減少や高齢化の進展、耕作放棄地の増加などによる生産基盤の脆弱化への懸念、飼料や資材価格などの生産コストの高止まりや流通・消費の大きな変化などの課題に加えて、国内における本格的な人口減少社会の到来、東アジアなど新興国の経済発展や食の安全性に対する消費者意識の高まり、地球規模での環境問題など、農林業・農山村を取り巻く環境は大きく変化してきています。

国においては、平成27年3月に「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定し、平成25年12月に公表された「農林水産業・地域の活力プラン」を踏まえ、農業や食品産業の成長化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を車の両輪として、食料・農業・農村施策の改革を着実に推進するとされています。

このような状況に加え、「ながさき農林業・農山村活性化計画」が平成27年度には終期を迎えることから、「生産・流通・販売対策」を軸としたしっかり稼ぐ仕組みを構築し、農林業・農山村全体の所得向上を図ることで、人を呼び込み地域がにぎわう社会の実現を目指し、平成28年度からの本県農林業・農山村の目指す姿と施策方向性を示した計画を策定するものです。

その推進にあたっては、国の農林施策との連携を強化し、関係機関と一体となって取り組むものです。

なお、TPPについては、本計画策定時点において影響等が明確になっていないことから、その影響と今後の国の動向や対策を見極めながら適切に対応してまいります。

性格と役割

本計画は、国の農林行政の動向や本県の実態に即し、将来の目指す姿を描きながら、それを実現するための県農林行政の基本方針と施策の方向性を示すとともに各地域で重点的に取り組む課題を明らかにするものです。

また、農林業者、関連産業、関係機関、市町等に対し、計画の達成に向けた取組を促すとともに、本県農林業・農山村の発展に対し県民がより理解を深め、自発的に協力する意識を醸成する役割を果たすものです。

構成と期間

本計画は、平成37年(10年後)の長崎県の農林業・農山村の目指す姿を描きながら、今後5年間の施策の方向性を示すものであり、計画期間は平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

将来の姿

本県が目指す農林業・農山村の将来の姿

農業

農家戸数並びに農業就業人口の減少が避けられない状況の中、経営耕地面積の約8割を認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織などの「産業の担い手」が担う一方で、中山間地域等産地規模の拡大が難しい地域や担い手不在地域においては、集落等をサポートする組織「地域の担い手」が各地域で拡大される農業構造を目指す。

農業所得 | 本県の認定農業者の農業所得を、現状の約450万円から全国が目指す規模と同等の600万円まで引き上げる。
産業の担い手 | 農家子弟はもとより県内外から広く意欲ある就農・就業希望者を確保し、認定農業者を中心とする「産業の担い手」を7,595経営体育成する。
地域の担い手 | 機械利用組合や農作業受委託組織など、山間地域や担い手不在地域を支える組織を133組織育成する。
経営耕地面積 | 農家戸数が減少する中、これら農地の流動化を進め県全体の経営耕地面積は維持しつつ、再生可能な耕作放棄地(5,345ha)は解消を図り、条件整備を行ったうえで有効活用することで、平成37年の経営耕地面積37,800haを確保する。

林業

森林の持つ公益的機能を持続的に発揮しながら、木材生産を行う搬出間伐を中心に進めることにより、平成37年には資源を循環利用する森林60,000haの確保を目指すとともに、既存事業体の育成・強化や建設業等の新規参入などにより、森林の整備、木材生産に必要な林業専業作業員を400人確保する。

新ながさき農林業・農山村活性化計画を策定する上での視点

1. 近年、品目別・地域別に、規模拡大や多収化、高単価化、低コスト化により農業所得の向上を目指す、「産地計画」の達成に向けて、農業関係団体の皆様方と一体となって取組んできた結果、全国の農業産出額が減少する中、本県は増加傾向にあるが、これまで以上に国際化や他県との競争は激しくなり、更にもう一步、取組を進める必要がある。
2. 稼ぐ力のエンジンである、品目別対策を再構築し、品目ごとに、「農業所得＝面積×単収×単価－コスト」の考え方をしっかり取組んでいく。
3. これまで伸びてきたところは更に伸ばしていくとともに、他県等トップ産地の取組をしっかりと分析し、本県でも取り入れることが出来る部分については積極的に取入れていくことで、全国トップクラスの産地を目指していく。
4. 農家戸数が減少する中、産地と一体となって新規就農者を確保していく仕組みづくりを強化していく。
5. 家族経営を基本としながら、後継者の就農意欲を高めるように、また、次の世代に経営を継承できるよう、所得 600 万円以上を目指す先導的農業者の更なる規模拡大を促し、雇用型農業や新規就業者の受入を目指す所得 1,000 万円以上規模の経営体の育成や集落営農等の組織化を進める。
6. 再生利用が困難な耕作放棄地については農地から除外していく一方で、農地中間管理事業と連動して、耕作放棄地を含む使える農地を条件整備したうえで担い手に集積し、有効活用する。
7. 中山間地域等産地規模の拡大が難しい地域や担い手不在地域においては、集落等をサポートする機械利用組合など「多様な地域の担い手」の組織化、直売所を核とした少量多品目の産地化、6次産業化の規模拡大や観光分野等との連携による地域内流通の促進のためのネットワーク化やフードクラスターの構築など、中山間地域でも稼ぐ力をつけ、農家人口を増やし、農村に人が住み続けられるようにしていく。

基本理念

「生産・流通・販売対策」を軸としたしっかり稼ぐ仕組みを構築し、農林業・農山村全体の所得向上を図ることで、人を呼び込み地域がにぎわう社会の実現を目指します。

所得向上

販売対策
流通対策
生産対策

基本目標

I 収益性の向上に向けた生産・流通・販売対策の強化

農林業を良質な「雇用の場」とするため、品目別戦略を再構築し、産出額の増大と低コスト化、差別化を進め、全国と比較し依然として低位に止まる農業所得の向上を図ります。

生産・販売・流通対策と担い手対策を組合せて、地域全体の所得を向上する取組を展開

II 経営感覚に優れた次代の担い手の確保・育成

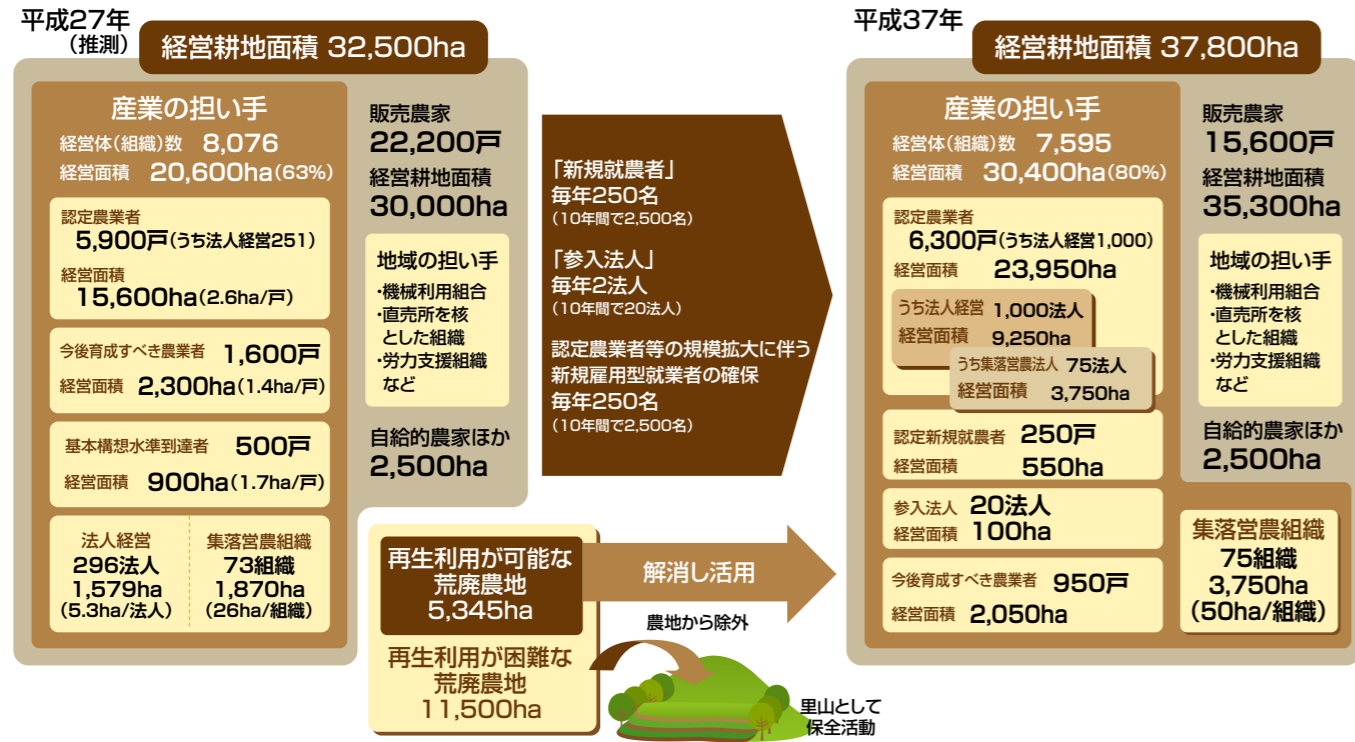
農林業の担い手の経営発展を促すとともに、更なる担い手の育成確保、生産基盤整備の加速化など、若者を地域に呼び込む流れを作ります。

III 地域の活力と魅力にあふれる農山村づくり

地域別に産地の面的拡大や、地域を支える多様な担い手の確保、農山村の資源を守る取組に加え、地域資源を生かしたコミュニティビジネスの展開による雇用の創出など、農林業・農山村全体の所得向上を図ります。

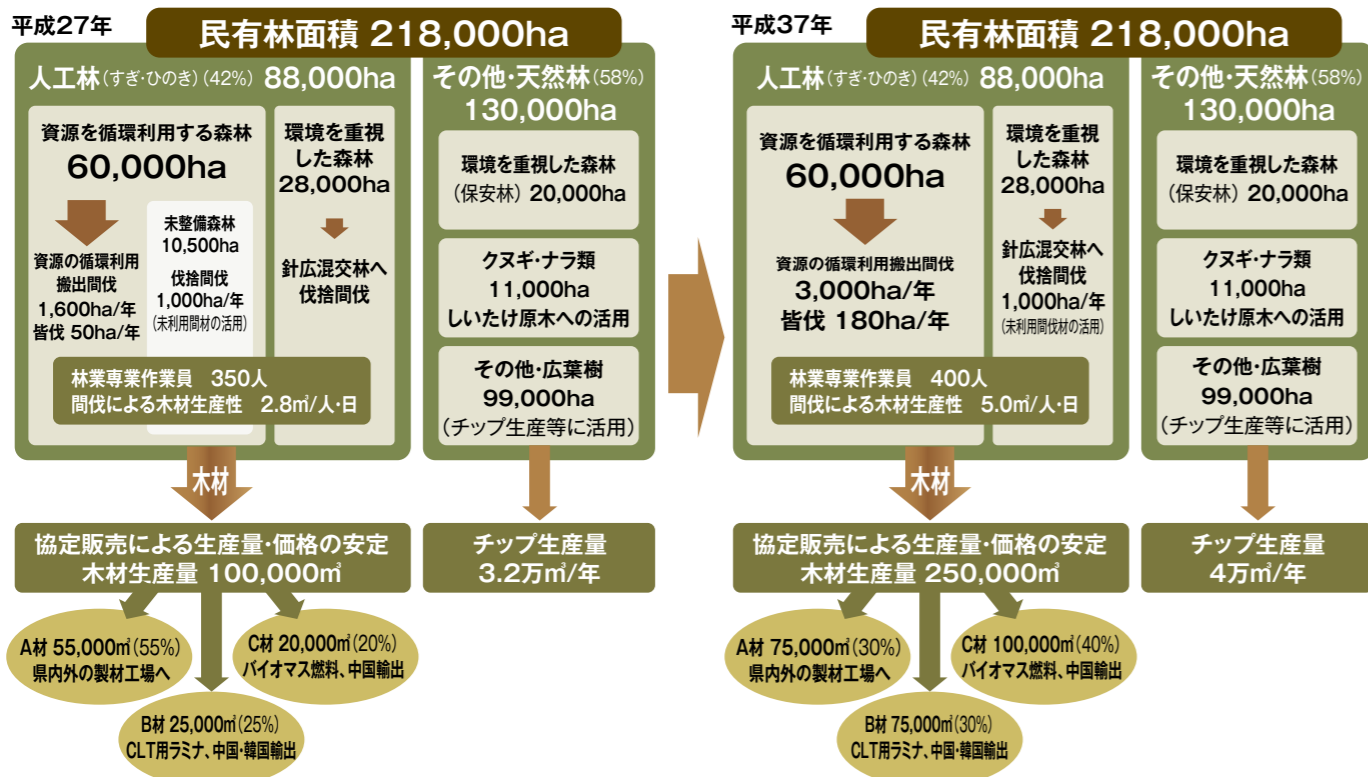


農業構造の展望 (平成37年)



○経営耕地面積の約8割を認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織などの「産業の担い手」が担う一方で、中山間地域等において、一定、産地の規模拡大が難しい地域、担い手が不在の地域においては、集落等をサポートする組織「地域の手」が各地域で拡大される農業構造を目指します。

林業構造の展望 (平成37年)



○資源を循環利用する森林からは搬出間伐を中心に木材生産を推進します。あわせて森林整備に必要な林業労働力の確保を目指します。

施策体系

基本目標	展開方向	行動計画
I 生産・流通・販売対策の強化	I-1 品目別戦略の再構築	<ul style="list-style-type: none"> ① 水田をフル活用した水田農業の展開 ② 次世代へ継承する「ながさきの果樹」の推進 ③ 新技術導入や低コスト化等による生産性が高い施設野菜産地の育成・強化 ④ 温暖な気候を生かした市場・実需者のニーズに対応した露地野菜産地づくり ⑤ 活力ある「ながさきの花」100億達成プランの推進 ⑥ 地域の特性を生かした工芸作物(茶・葉たばこ)の推進 ⑦ 畜産クラスターの取組による日本一の肉用牛産地づくり ⑧ 人・牛・飼料の視点での酪農経営の基盤強化 ⑨ 経営管理を重視した収益性の高い養豚経営の確立 ⑩ 特色ある鶏卵・鶏肉の生産と雇用就農を促進する養鶏経営の育成 ⑪ 森林資源の循環利用による県産木材の生産倍増 ⑫ 地域の森林資源を活用した特用林産物(しいたけ・ツバキ油)の振興
	I-2 品目別戦略を支える加工・流通・販売対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 本県農林産物の生産拡大に向けた流通・販売対策の強化 ② 本県農林産物の新たな需要開拓に向けた海外販売対策の強化 ③ 6次産業化の推進とフードクラスター構築による農産物の付加価値向上 ④ 安全・安心な農産物の供給 ⑤ 品目別戦略を支える革新的新技術の開発
	I-3 地域資源を活用した農山村地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ① コミュニティビジネスの展開による農山村地域の活性化 ② 地域資源を活用したバイオマス利用の促進
II 経営感覚に優れた次代の担い手の確保・育成	II-1 新規就農・就業者の増大	<ul style="list-style-type: none"> ① 就農・就業希望者を地域に呼び込む組織的な取組の推進 ② 農業の実践力・経営力を育む研修教育の実施
	II-2 個別経営体の経営力強化	<ul style="list-style-type: none"> ① 農業経営者・林業事業者の経営力向上の推進 ② 農業所得1,000万円以上を確保する経営体の育成 ③ 農業経営の法人化と経営継承等の推進 ④ 地域と一体となった法人等の参入 ⑤ 青年農業者や女性農業者等の資質向上とネットワークの強化
	II-3 担い手確保のための生産基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ① 大規模化・省力化を支える生産基盤整備の加速化 ② 担い手への農地集積の加速化と耕作放棄地の整理・解消 ③ 規模拡大する経営体に対する労力支援体制の強化
	II-4 地域を支える多様な担い手の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域農林業を支える組織(農作業受託、機械共同利用組織等)の設立・推進
III 魅力あふれる農山村づくり	III-1 地域別・産地別戦略の展開	【地域別戦略モデルの掲出】
	III-2 農山村の暮らしを支える環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 農山村の持つ多面的機能の維持 ② 農山村地域における安全・安心で快適な地域づくり ③ 本県農林業・農山村の応援団づくりのための効果的な情報発信、県民との協働

地域別振興方策

●長崎・県央地域 ●島原地域 ●県北地域 ●五島地域 ●壱岐地域 ●対馬地域

収益性の向上に向けた生産・流通・販売対策の強化

農林業を良質な「雇用の場」とするため、品目別戦略の再構築を図り、農林業産出額の増大と低コスト化、差別化を進め、全国として低位に止まる農業所得を向上させます。

そのため、農業産出額を、現在(平成25年)の1,444億円から平成37年には1,627億円に、生産農業所得を、397億円から501億円に増大します。

また、林業産出額を、現在(平成25年)の61億円から平成37年には93億円に増大します。

	平成25年	平成32年	平成37年
農業産出額(億円)	1,444	1,565	1,627
生産農業所得(億円)	397	469	501
林業産出額(億円)	61	85	93

I-1 品目別戦略の再構築

産地の維持・拡大を図るためには、米や野菜、果樹、畜産物、木材など品目ごとに現状分析を行い、収益性を向上させるための戦略を再構築し、農林業者がしっかりと稼ぐ仕組みづくりを構築する必要があります。

	現況	平成32年度	現況年度
産地計画策定産地の販売額(億円)	965	1,093	H25年度

①水田をフル活用した水田農業の展開



米の生産性向上対策として、高温耐性優良品種の導入拡大等による単収の増加や品質の向上を図り、産地ブランド化を推進し「県民米」としての県産米消費促進を図ります。

また、水田農業の所得向上のためには、排水対策を推進し、水田汎用化による水田裏作や麦・大豆・新規需要米拡大等の水田フル活用を推進するとともに、水田農業の主な担い手となる集落営農組織等の育成と併せて担い手への農地集積を推進します。

- 米・麦・大豆等の生産性向上の対策
- ニーズに対応した産地の育成及び競争力の強化
- 集落営農及び水田フル活用、低コスト化の推進

	目標(H32年)
高温耐性品種(にこまる、つや姫等)の拡大(ha)	4,500
食味ランキング特A品種の増加(品種)	2
地域特産品向け麦の生産拡大(ha)	296
集落営農組織数(特定農業団体・法人等)(組織)	122

②次世代へ継承する「ながさきの果樹」の推進



果樹産地を次世代へ継承するために、樹園地を集積し、生産効率を高める基盤整備を行い、担い手の規模拡大に取り組むとともに、ブランドみかん指定園地制度の更なる拡大と、優良品種・新技術の積極的な導入、中晩柑、びわ、落葉果樹の施設化等、消費者ニーズに即した高品質生産と計画的な出荷をより一層進め、産地と実需者との信頼関係を高めます。

また、消費構造の変化に対応した生産と付加価値を高める取組により、新たな需要の掘起しを行い有利販売につなげていきます。

- 担い手の規模拡大を集中的に支援
- ブランド力の強化による高単価化、農業所得
- 消費者の変化に対応した販売及び消費拡大対策と今後の集出荷対策

	目標(H32年)
みかん単価県別順位全国1位(10地域市場)(位)	1
樹園地活性化組織の育成(農地流動化・基盤整備)(組織)	4
「なつたより」面積の拡大(ha)	126

③新技術導入や低コスト化による生産性が高い施設野菜産地の育成・強化



農家の所得向上のため、収量や品質を向上させる品種転換や生産性を向上させる技術の導入や、栽培方法の改善による経費低減、施設整備の投資コスト抑制等に取り組めます。

また、市場や実需者の定時・定量・定質のニーズに対応するため、出荷を平準化させるための技術導入や、多様な品目の導入推進、作業の省力化や集出荷体制の改善を推進し、安定生産を図ります。

更に、産地を支える担い手を確保するため、農地流動化による規模拡大や、新規就農者の産地での受入体制を整備し、生産対策と併せて産地基盤の強化を推進します。

- 新技術・新品種導入などによる収量向上と安定生産
- 栽培方法改善や施設整備の工夫によるコスト縮減
- 定時・定量・定質を図る安定出荷体制の構築
- ニーズの高い新品種導入などによるブランド化の推進

	目標(H32年)
いちご「ゆめのか」の作付面積(ha)	200
アスパラガスの単収(t/10a)	2.2
トマトの低コスト耐性ハウスの導入(ha)	22

⑤活力ある「ながさきの花」100億達成プラン



花きの生産振興を図るため、後継者の育成と生産者の経営規模の拡大に取り組むとともに、本県オリジナル品種の導入や、品質向上による単価・単収の増加、ランタンキュラスやきんぎょそうなどの新産地育成を図ります。

また、草花、鉢物を中心とした輸出拡大や、新たな需要の創出や花育活動を進め、平成32年の花き産出額100億円に向けた施策を展開します。

- さらなる経営規模の拡大及び生産・品質の向上対策
- 低コスト生産技術の普及などによるコスト縮減
- 新たな担い手の確保や法人経営体の育成
- 消費拡大や新たな需要の創出及び輸出の拡大に対する取組

	目標(H32年)
花き法人経営志向農家数(施設面積:1ha以上)(戸)	36
花き輸出額(百万円)	20

④温暖な気候を生かした市場・実需者のニーズに対応した露地野菜産地づくり



市場や実需者の定時・定量・定質のニーズに対応するため、農家の規模拡大や基盤整備、収穫機等の導入による作業の省力化、労力支援体制の構築、共同選果体制の改善、他県が出荷できない時期への出荷拡大や作型分散による規模拡大等を推進し、効率的に生産できる産地体制の強化を図ります。

また、加工・業務用野菜産地の拡大に向け、実需者ニーズの把握や栽培技術の向上、排水対策の徹底、機械化作業体系の確立を図ります。

更に、産地を支える担い手を確保するため、農地流動化による規模拡大や、新規就農者の産地での受入体制を整備し、生産対策と併せて産地基盤の強化を推進します。

- 生産から出荷までの効率的な生産体制強化
- 加工・業務用野菜の産地育成・強化
- 市場・実需者ニーズへの対応による単価向上対策
- 新たな担い手の確保と産地基盤の強化

	目標(H32年)
ばれいしょ4月の出荷割合(%)	10
レタス1~2月出荷数量の拡大(t)	3,400
加工業務用たまねぎの収量(t/10a)	6.5

⑥地域の特性を生かした工芸作物(茶・葉たばこ)の推進



担い手への茶園集積を促進し、製茶工場の共同化等を進め、先導的茶経営体や協業経営体の育成を図ります。

また、ドリンク茶産地の拡大や多様な茶種の生産を進め、販売の多角化に向けた取組を支援していくとともに、高機能発酵茶各商品など、付加価値の高い商品づくりにも取り組んでいきます。

一方、葉たばこについても、新たな担い手の確保・育成に加え、基盤整備地などの活用により農地の集約化や、生産技術の向上、重要病害対策等を図ります。

- 茶産地の構造改革による産地の維持・拡大
- 消費拡大、多様なニーズに対する生産販売体制の構築
- 優良品種への改植など生産・品質向上に向けた対策
- 省エネ製茶機械の導入などによるコスト縮減
- 新たな葉たばこ担い手の確保、規模拡大と作業効率化推進
- 葉たばこ安定生産、品質向上技術、コスト縮減対策の推進

	目標(H32年)
先導的茶経営体(戸)	34
茶栽培・加工の協業・法人延べ組織数(組織)	19
ドリンク茶原料用荒茶生産量(t)	150
葉たばこ1戸あたりの販売額(万円)	1,200
葉たばこ1戸あたりの栽培面積(a)	230

⑦畜産クラスターの取組による日本一の肉用牛産地づくり



「畜産クラスター」を活用した、中心的経営体の収益性向上のための施設整備や、空き牛舎等の有効活用、大規模経営体の育成、分業化や担い手の育成・確保などにより、肉用牛生産基盤の強化を推進します。

また、ICT等を活用した省力的な放牧の推進、分娩間隔の短縮や肥育期間の縮減、長崎和牛の販路拡大やブランド化、輸出拡大等を図ります。

更に、県有種雄牛の遺伝資源など、本県の強みを活かした肉用牛生産を推進するとともに、的確な家畜防疫体制の整備や動物用医薬品等の適正使用による牛肉の安定生産に努めます。

- 肉用牛生産基盤の強化
- 生産コストの縮減と収益力の強化
- 地域の特徴を活かした肉用牛生産と牛肉の安定供給
- 牛肉の流通・販売の推進

	目標(H32年)
長崎型新肥育技術実施農家数(戸)	58
肉用繁殖雌牛の分娩間隔の縮減(日)	390
肉用繁殖雌牛の放牧実施頭数(頭)	3,100
優良種雄牛の造成(頭)	7

⑧人・牛・飼料の視点での酪農経営の基盤強化



搾乳ロボット等の省力化機械の導入推進やヘルパー及びコントラクターなど、労力支援組織を活用した生産体制の構築による労働負担の軽減を図るとともに、経営継承の円滑化を推進します。

また、乳用牛の供用年数の延長、自給飼料の生産拡大によるコスト縮減、及び牛群検定を活用した高能力牛群の整備、飼養環境改善による生産性の向上を図ります。

更に、環境に配慮した酪農経営や、畜産クラスターによる地域の収益力向上の取組を推進します。

- 新規就農促進と労力軽減による生産体制の強化
- 乳用牛の供用期間の延長等による牛群の整備
- 労力支援組織を活用した粗飼料の生産体制の強化
- 畜産クラスターによる生産基盤の強化

	目標(H32年)
搾乳ロボット等(省力化機械)を導入する経営体の増加	8
牛群検定加入率の向上(%)	48.2
搾乳牛の平均除籍産次の延長(産次)	3.7
飼料作物作付面積(経産牛1頭当たり)(a)	18.4

⑪森林資源の循環利用による県産木材の生産倍増



森林所有者に対して集約施業による効率的な森林整備を提案し、路網整備と高性能林業機械の導入を支援し低コストの搬出間伐を推進するとともに、皆伐にも取り組み、県産材の安定供給を推進します。

木材の規格・品質に応じた有利販売を基本として県産材の流通を推進します。

住宅建築や公共施設等建築物、公共工事等における県産材の利用を促進します。

- 搬出間伐及び皆伐・再造林による木材生産対策
- 路網の整備や高性能林業機械の活用によるコスト縮減対策
- 高い技術力を持った林業担い手の確保・育成対策
- 木材の品質・規格に応じた木材流通安定対策
- 一般住宅や公共建築物等での木材利用の推進

	目標(H32年)
素材生産量(m)	200,000
搬出間伐(ha)	2,000
路網整備(km/年)	200

⑫地域の森林資源を活用した特用林産物(しいたけ、ツバキ油)の振興



乾しいたけの生産量拡大に向け、生産者の規模拡大と新規参入者の育成や、原木供給体制の確立を図るとともに、高品質生産技術の向上支援や、直取引の拡大を推進します。また、生しいたけについては、中心となる協業体のもと、生産量及び品質を確保できる体制を推進します。菌床しいたけについては、生産コストの低減と品質の向上のための取組について支援を行います。

五島ツバキについては、ツバキ実の収穫量の安定化を図り、収穫量を増大させるため、畑周辺に植栽されたツバキ林の整備や、収穫代理人の体制整備、販路拡大等に取り組めます。

- 生産基盤の整備や生産技術の向上等による生産量・単収・品質向上対策
- ブランド化や新商品開発等による販売対策
- 対馬しいたけの担い手確保・育成対策
- ツバキの収穫代理人制度による担い手確保対策

	目標(H32年)
対馬しいたけ生産量(t) [乾換算]	100
菌床しいたけ生産量(t) [生換算]	4,000
五島ツバキ油生産量(kl)	50.0
産学官連携の試験研究成果によるツバキ新商品開発(点)	3

⑨経営管理能力を重視した収益性の高い養豚経営の確立



新たな経営マネジメント手法の導入により、他産地に負けない高い生産レベルの達成と、生産コストの縮減を図るとともに、飼養衛生管理水準の高度化、防疫体制強化、養豚経営の法人化を推進します。

また、ブランド化の推進により販売競争力を高めるとともに、安全安心な県産豚肉の消費拡大に向け、消費者等の理解醸成を図ります。

更に、地域住民へ十分配慮した環境対策を励行し、畜産環境問題の発生を防止します。

畜産クラスター協議会を核として、地域の課題解決と収益力向上を図ります。

- 新たな経営マネジメント手法の導入による収益性の向上
- ブランド化による販売競争力の強化
- 口蹄疫やPED等への防疫体制の強化
- 母豚200頭を目指す経営体の法人化を推進
- 環境に配慮した畜産環境保全の推進
- 畜産クラスターによる生産基盤の強化

	目標(H32年)
母豚頭数の増加(頭)	17,500
養豚経営における法人化率(%)	36
母豚1頭当たり出荷頭数の増加(頭)	22.5
ベンチマーキング実施経営体の母豚1頭当たり出荷頭数	24.0

⑩特色ある鶏卵・鶏肉の生産と雇用就農を促進する養鶏経営の育成



飼養衛生管理基準の遵守徹底により、鳥インフルエンザの発生防止に努めるとともに、地域資源を飼料として活用した特色ある鶏卵・鶏肉の生産と銘柄化の推進や、養鶏経営の法人化等を推進します。

また、地域住民へ十分配慮した環境対策を励行し、畜産環境問題の発生を防止します。

畜産クラスター協議会を核として、地域の課題解決と収益力向上を図ります。

- 家きんの重要疾病発生防止
- 特色ある鶏卵・鶏肉の生産と輸出拡大
- 5万羽以上の後継者を保有する経営体の法人化を推進
- 環境に配慮した畜産環境保全の推進
- 畜産クラスターによる収益力向上

	目標(H32年)
地域資源を活用した特色ある鶏卵・鶏肉(銘柄数)	27
法人化した養鶏経営体数(法人)	36



I-2 品目別戦略を支える加工・流通・販売対策

農林業経営体の所得向上を図るためには、品目別戦略の再構築に加え、県産農林産物の差別化とブランド化の向上、販売店等のニーズに対応した販売対策や輸出の拡大、効率的な集出荷体制の確立など、品目を横断する取組を強化する必要があります。

また、加工業務用産地の育成・拡大と食品産業との連携推進を図るなど、農林業の6次産業化や農商工連携等を進め、県産農林産物の付加価値向上に向けた取組を推進する必要があります。

	現 況	平成32年度	現況年度
地域中核量販店における取扱量の増加(%)	100	125	H26年
農産物の輸出額(百万円)	75	150	H26年
木材の輸出額(百万円)	349	500	H26年
食品加工協議会の設置数(組織)	—	8	H26年
六次産業化法に基づく総合化事業計画の売上の増加(%)	100	150	H26年
長崎四季畑認証商品の売上額(百万円)	86	150	H26年

① 本県農林産物の生産拡大に向けた流通・販売対策の強化

「定時」「定量」「定質」の出荷体制の確立やブランド力向上、木材の協定販売拡大等の取組を強化し、農林業所得の向上を推進します。

- 産地と信頼関係を構築できる販売店等との拡大と県産農産物のブランド力の向上
- 安定した収入確保のための加工・業務用野菜の生産拡大と契約栽培の推進
- 効率的な集荷体制や流通システムの構築
- 木材の規格・品質に応じた有利販売の推進
- 県産木材・加工施設を活用した県産木材サプライチェーンの構築
- 公共建築物等の木造・木質化の推進



② 本県農林産物の新たな需要開拓に向けた海外販売対策の強化

国内マーケットの縮小が懸念される中、新しいマーケットを開拓し販路を広げるため、農林産物の輸出を促進します。

- 既存ルートでの輸出量拡大
- 新規輸出国・品目の拡大



④ 安全・安心な農産物の供給

安全・安心な農産物の供給に向けた体制を構築します。

- GAP等の推進
- 農薬・動物医薬品等の適正使用の推進
- 「長崎県食品の安全・安心条例」に基づく安全性の確保



③ 6次産業化の推進とフードクラスター構築による農産物の付加価値向上

農林業の6次産業化の推進や、新しい産地の育成、販路開拓に向けたフードクラスター構築を推進します。

- 農林業の6次産業化や農商工連携の推進
- フードクラスターの構築
- 機能性表示や地理的表示保護制度に着目した新たな価値の創出
- 長崎四季畑認証商品の販売額の増加



⑤ 品目別戦略を支える革新的技術の開発

生産から流通・加工、消費に至る先導的な農林業技術の研究開発による本県農林業の活性化を図ります。

- 生産性や品質を向上し稼げる経営を推進する生産技術・新品種の開発
- 未利用資源や機能性等を活用した新商品の開発や新たな販路開拓に向けた技術確立
- 地球温暖化等への対応技術の開発
- 環境保全型農業技術の開発



I-3 地域資源を活用した農山村地域の活性化

中山間地域など一定の産地規模が形成困難な地域や、担い手が不在な地域においては、農林業地域全体で稼ぐ仕組みを構築する必要があります。

また、未利用間伐材や食品残さなど、農山村地域に眠る未利用資源の活用による地域の所得向上を図る必要があります。

	現 況	平成32年度	現況年度
農産物直売所、グリーン・ツーリズムの売上額(億円)	106	117	H26年
未利用材の活用(m ³)	13,826	91,000	H26年

① コミュニティビジネスの展開による農山村地域の活性化



地域資源を最大限に生かした農山村地域における交流人口の拡大や、直売所等を核とした地域内流通の拡大を図ることで、農山村地域全体で稼ぐ仕組みづくりを推進します。

- グリーン・ツーリズムの推進
- 少量多品目型・新規品目産地の育成
- 農産物直売所の機能強化
- 地産地消(県内流通)の推進

② 地域資源を活用したバイオマス利用の促進



地域に眠る未利用資源を有効に活用して、地域の所得向上を推進します。

- 木質バイオマスのエネルギー利用の促進
- エコフィード利活用の推進

II

経営感覚に優れた次代の担い手の確保・育成

農業就業者の高齢化に伴う就業人口や農家戸数の減少が加速化する中、認定農業者を中心とした産業の担い手の確保を図り、耕地等の経営資源を集約化することで、産業の担い手全体の経営規模拡大と地域に雇用を生み出す雇用型経営体を増大させます。

そのため、販売農家数が平成27年22,200戸から平成37年には14,700戸と減少が見込まれる中、農業としての産業を担う経営体数を平成27年の8,000経営体から平成37年に7,595経営体を確保します。

	現 況	平成32年度	平成37年度
地域農業を担う経営体数(経営体)	8,076	7,721	7,595

II-1 新規就農・就業者の増大

新規就農者・新規就業者数を安定して確保していくためには、就農希望者を地域に呼び込む仕組みを強化するとともに、就農時に必要となる初期投資のリスク軽減等を図る必要があります。

また、林業専業作業員については、65歳以上の作業員が全体の1割を占めるなど高齢化が進んでいることに加え、今後、木材生産が増加することから、若手作業員の確保と技術継承が必要であります。

	現 況	平成32年度	現況年度
新規自営就農者数(人/年)	159	250	H22~26の平均
新規雇用就業者数【農業】(人/年)	115	250	H22~26の平均
新規雇用就業者数【林業】(人/年)	23	23	H22~26の平均

① 就農・就業希望者を地域に呼び込む組織的な取組の推進



県内外から広く意欲ある就農・就業希望者を確保し、準備段階から定着までの切れ目のない支援を行います。

- 新規就農・就業者の確保に向けた情報発信力の強化
- 就農・就業前後の所得確保
- 初期投資リスクの軽減
- 新規就農・就業者の定着に向けたフォローアップ

② 農業の実践力・経営力を育む研修教育の実施



就農希望者に対し実践的な研修・教育を行い、円滑な就農につなげるとともに、多様なニーズに対応した研修の実施により農業者の資質向上を図ります。

- 実践的な研修による即戦力の養成
- 県立農業大学校の機能強化

II-2 個別経営体の経営力強化

認定農業者を中心とした産業の担い手が、経営の規模拡大や多角化を図り、経営力や経営基盤の強化に取り組むとともに、地域に良質な雇用の場を創出するため、雇用型経営体や法人経営体を育成・増大する必要があります。

また、木材生産の増加等による林業事業体の経営安定を実現するためには、林業専業作業員の生産技術の向上と、施業提案できる森林施業プランナーの育成による事業量の確保が必要です。

	現 況	平成32年度	現況年度
農業所得1,000万円以上が可能となる経営規模に達した経営体数(経営体)	224	539	H26年
農業法人数(法人)	296	500	H25年
うち集落営農法人数(法人)	10	61	H25年

① 農業経営体・林業事業体の経営力向上の推進



次代の地域農林業の担い手の経営力強化を図り、農業経営の多角化・法人化等へステップアップしていく取組を推進します。

- マネジメント能力・実践力の強化と農業経営のステップアップ
- 農業経営の多角化・法人化等へのステップアップ
- 農業等の経営ステージやニーズに対応した各種研修の実施
- 林業事業体の経営改善・強化

② 農業所得1,000万円以上を確保する経営体の育成



後継者の就農意欲を高めながら、また次の世代へ経営の継承を図るため、農業所得600万円以上を目指す先導的農業者の更なる規模拡大を促し、雇用型経営や新規就農者の受入れを目指す農業所得1,000万円以上となる経営体を育成します。

- 農業所得1,000万円以上を確保する経営体育成の推進
- 雇用者としての意識向上
- 優良な人材の安定確保

③ 農業経営の法人化と経営継承等の推進



個別経営体や集落営農組織の法人化、次代の担い手の円滑な経営継承を推進します。

- スペシャリストの育成
- 個別経営体及び集落営農組織等の法人化の推進
- 経営継承の円滑化

④ 地域と一体となった法人等の参入



地域と一体となって農業に取り組む法人等の農業参入を推進します。

- 農業参入を志向する法人等に対する相談窓口の設置

⑤ 青年農業者や女性農業者等の資質向上とネットワークの強化



地域農業の担い手の情報収集や自己研鑽の場となる青年農業者や女性農業者等の活動組織と支援組織の強化により、資質の向上を推進します。

- 青年農業者のグループ活動の強化を通じた地域の活性化
- 女性の農業経営への参画促進と次世代リーダーの育成

III

地域の活力と魅力にあふれる農山村づくり

II-3 担い手確保のための生産基盤の強化

農地や農道の整備といった生産基盤整備により、産業の担い手の規模拡大や、生産性向上、高付加価値化などを進め、所得向上を図り、意欲ある農業者が継続・継承可能な環境を整備していく必要があります。

また、持続可能な力強い農業の実現と農山村地域の活性化のためには、農業所得向上を目指す大規模経営体を育成し、地域農業の中心となる担い手として早期に経営を安定させる必要があります。

	現況	平成32年度	現況年度
水田の整備済面積 (ha)	12,251	12,320	H26年
畑地の整備済面積 (ha)	4,743	5,330	H26年
担い手への農地集積面積 (ha)	20,507	25,500	H25年
耕作放棄地の解消面積 (H28~32年累計) (ha)	2,906	2,675	H22~26年累計
非農地化面積 (ha/年)	—	1,154	H26年
県域を網羅する農業サービス事業者(組織)	—	1	H26年

①大規模化・省力化を支える生産基盤整備の加速化



意欲ある担い手の農業生産性向上につながる基盤整備を促進するとともに、効率的な搬出間伐を促進するための林業生産基盤づくりを強化します。

- 水田の基盤整備の推進
- 畑地の基盤整備の推進
- 畑地かんがい施設整備の推進
- 林業施業の集約化による計画的な路網整備、高性能林業機械の活用促進

②担い手への農地集積の加速化と耕作放棄地の整理・解消



農地中間管理事業を活用した農地集積により意欲ある担い手の規模拡大を促進するとともに、基盤整備等を活用した耕作放棄地の解消・優良農地の創出を推進します。

- 人・農地プランの推進
- 優良な貸付希望農地の確保
- 基盤整備地区における農地中間管理事業の推進
- 使い勝手が悪い農地の条件整備の推進
- 地域外から新たな担い手を誘致
- 山林化した耕作放棄地の非農地化

③規模拡大する経営体に対する労力支援体制の強化

意欲ある担い手の経営規模拡大に伴う労力不足の支援体制を整備するとともに、自立できる労力支援組織の仕組みを構築します。

- 担い手の労力支援体制の整備と強化
- 地域労力支援協議会の課題解決
- 既存の労力支援システムの拡大
- 新たな労力支援組織の仕組みづくり
- 優良な雇用の場の創出



II-4 地域を支える多様な担い手の確保・育成

中山間地域など一定の産地規模が形成できない地域や、担い手が不在な地域においても、地域資源を維持・活用しつつ地域全体の所得向上を図るため、農林業を継続的に支える組織と地域をマネジメントする人材を育成する必要があります。

	現況	平成32年度	現況年度
農作業受託・機械の共同利用組織数(組織)※コントラクター含む	128	133	H25年
異業種からの林業認定事業者数(事業者)	17	20	H26年

①地域農林業を支える組織の設立・推進

農山村全体の所得を向上するための組織づくりと地域をマネジメントできる人材を育成します。

- 地域農業を支える農作業受託組織等の育成
- 建設業等異業種から林業への参入促進
- 各種研修等を通じた地域マネジメント人材及び多様な担い手の育成



地域別に産地の面的拡大や、地域を支える多様な担い手の確保、農山村の資源を守る取組に加え、地域資源を活かした新たなコミュニティビジネスの展開による雇用の創出など、生産・販売・流通対策と担い手対策を組み合わせ、地域全体の所得を向上する取組を展開します。

また、農村地域で農業生産活動や日々の生活が安心して送れるよう地域環境を整備・保全します。

	平成22年	平成32年	平成37年
農業就業人口(人)	40,936	29,700	25,600
法人等常時雇用者数(人)	3,108	4,350	5,400

III-1 地域別・産地別戦略の展開

農業従事者の高齢化や担い手の減少により生産基盤の縮小や農山村集落の機能低下が危惧されるなか、地域の賑わいの創出のためには、地域に良質な雇用の場を創出し、農林業・農山村全体の所得を確保する仕組みづくりの強化が必要です。

III-2 農林業・農山村の暮らしを支える環境整備



農山村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成、伝統文化の継承等の多面的機能を有しており、これらを将来にわたり、生産活動と併せ、地域の共同活動等により保全・継承していく必要があります。

また、農山村地域で暮らす住民や都市から訪れる人が安心して暮らし、訪れることができる条件を整備していく必要があります。

	現況	平成32年度	現況年度
資源保全活動取組面積 (ha)	25,260	27,305	H26年
有機・特別栽培の実面積 (ha)	1,609	2,000	H26年
整備された森林面積 (ha)	45,504	60,000	H25年
イノシシ被害防止重点指導地区数(地区)	719	969	H26年
捕獲隊等の設置による捕獲体制の整備(チーム)	136	211	H26年
老朽ため池の整備促進(着手箇所)	40	106	H26年
山地災害危険地区(Aランク)の着手数(箇所)	498	585	H26年

①農山村の持つ多面的機能の維持



農業・農山村の多面的機能の発揮のための活動や、環境負荷軽減へ配慮した農業の実践により、農山村資源の維持・保全に努めます。

- 農山村資源の維持・保全
- 環境保全型農業の推進
- 森林の公益的機能の維持・増進

②農山村地域における安全・安心で快適な地域づくり

農山村地域で安心して生産活動できるための鳥獣被害防止対策や、安心して暮らせるための条件整備を推進します。

- 地域ぐるみでの防護・棲み分け・捕獲の3対策実践による鳥獣被害の防止
- 老朽ため池等の整備・農山村集落の防災対策
- 山地災害の防止

③本県農林業・農山村の応援団づくりのための効果的な情報発信、県民との協働

本県農林業・農山村が有する役割を県民に対し積極的に情報発信することで、県民が農林業・農山村に親しみをもち、応援団となっていただくよう取組を推進します。

- 県産農林水産物の地産地消の強化
- 長崎和牛指定店・協力店
- トップファーマーフェア
- 県民参加の森林づくりの推進